

証の有効期間内に実務経験のない方
証の有効期間満了後の方

令和3年度介護支援専門員更新研修（実務未経験者対象） 介護支援専門員再研修のお知らせ

平成18年4月から、介護支援専門員証の有効期間について5年毎の更新が必要となり、更新のための研修受講が義務づけられました。

介護支援専門員証の有効期間満了日を経過すると、介護支援専門員として実務に従事することができませんので、下記により研修の受講が必要となります。

記

1 研修の実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（福島県 指定機関）

2 研修の対象者

（1）更新研修（実務未経験者）

介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者であって、現在の専門員証の有効期間内に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者

（※現在の介護支援専門員証の有効期間内に、ケアプランの作成を1度も行っていない方は、実務未経験者になります。）

（2）再研修

介護支援専門員証の有効期限が経過した者（有効期間が満了した者）

介護支援専門員の登録後、介護支援専門員証の交付を受けずに5年間が経過した者

3 受講料等

受講料 43,000円 +テキスト代（9,500円+税）予定

4 研修日程・受講申込み時期等

（1）研修日程：個人研修（動画視聴による研修）：10月～12月にかけて約31時間

集合研修：11月～12月にかけて5日間程度

（2）受講申込受付：7月予定

※実施要領は、福島県社会福祉協議会のホームページで6月上旬に掲載します。

個人あてに研修の案内は通知しておりませんので、該当になる方は各自でご確認ください。

5 お問い合わせ先

福島県社会福祉協議会 人材研修課 電話024-523-1259

ホームページアドレス <http://www.fukushimakenshakyo.or.jp>

※住所の変更や他県への転出等の資格管理については、福島県高齢福祉課（024-521-7745）へお問合せください。